

笠子氏

中一日給昇給無り余すが御兼知の通り一般の不況氣氛であつて會社

二分の經營を施さなければならぬと云ふ秋で有る事に對する金主が  
工場より當所は他工場より一日給もよい等が其工場の給問題  
不合理であると云ふ事は労働代表者も能く認めて居る所すが。

解雇手当規定の増額があり事前工場長がやから時此の規定  
次山發して居ります、以此規定は一年二十日分と算します其後最低額から  
其れ以上は幾何不也宜い誤む如度は前額を要求する事と定めます  
です、私來た時一度其額を支給しましたが其時此後日本と申す事と  
許して置いたが今該又持出一ヶ月――

自己退職手当規定を加へて居るが其れは工場規定額の三分之三大貢  
以大いと云ふ事であつて自分は都合の宣ひ事である會社の解雇手当の意味は  
其の人があな放れから氣・毒である為め出す事の權利があるものでは  
有り不得す

會社に歸属業者た時日給八分半貫の内に上言した送船手当は肯  
う土方と同様亦有称下兩の降車料個人と申して居る者は皆かうの事で其  
理由が更に多く土生の職工にて要求は甚れども大工の此等会  
件は獨り大阪鐵工所國島工場の問題ではなく了大阪鐵工所全部の問題  
で私の權利不行が云々多分の弊或干本社の重次に於て自分の賛  
成の方の者は東洋牛乳譲りす

有志　當日明け開門と遙か來る者誰か一人入らんすか  
笠子氏　先の二三条を隨意者不被不入未だ入門と申從事の過りの狀態有れば  
再び開門すと云ふ、會社許すが在り社會上を見し國家の為め不忠害事と思ふ

有志

解雇者日本國人以下諸ヶ事等

笠子氏

彼の解雇は此度の問題の關係上多少の許すが將來日本に就きの知